税・経営・生活・関連情報誌

# 甲府法人会たより

桃の花（笛吹市一宮町）

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

平成28年4月

第130号

題字 芦澤会長

法人会 消費税期限内納付 推進運動

主な内容

巻頭役員寄稿
絵画寄贈
研修会等の開催
法律相談Q＆A
税務相談Q＆A

URL.http://www.kofu-hojinkai.jp　E-mail.info@kofu-hojinkai.jp

巻頭役員寄稿

# ▼よしきよさん

公益社団法人甲府法人会
理事　河西秀吏

名将といわれた戦国時代の武将、武田信玄の祖先に当る人物に源義清がいる。源義清は、源というその名のとおり、甲斐源氏の祖と言われている武将だ。今から約９００年前の事だが、義清と父親の義光は、現在の茨城県ひたちなか市周辺に勢力を持っていたという。何事が原因なのか、ある日隣接する武将と争いになり敗れてしまった。その件は朝廷によって裁かれる事となり、義光親子は当時未開であった甲斐の国へ配流となったという。追われた親子は一族郎党を引き連れ、野山を越え辿り着いた先は、甲府盆地の南に位置する市川三郷町の平塩の丘だった。親子はその地に立った時点で、壮大な決意をし館を構えたのだろう。そこは、笛吹川と釜無川が潤す肥沃な甲府盆地、更には八ヶ岳や金峰山等の名峰をひと眺めにできる絶好な場所なのだ。軍事策略に長けた親子は、またたく間に、目の前に広がる甲斐の国一帯を掌中にしてしまった。

ここからは、私の推論だが多分こんな事が想像される。甲斐の国を制覇した義清親子だが、時も流れていた。父の義光も亡くなり、義清も歳を重ね次世代の事を考えたのだろう。今で言う別荘だ。本拠地である平塩の丘からも視界の中。更には日本一の霊峰富士山を望む事ができる場所。つまり、甲府盆地のど真ん中、昭和町西条に庵を構え余生を送ろうと考えたのだろう。勇猛果敢な戦国武将といえども人の子である。西条に移り住む頃には、義清も好好爺となっていたのだろう。そんな穏やかな姿を見た村人は、義清公とは言わず、親しみを込め「よしきよさん」と呼んだのだろう。それが営々と今日まで地元で引き継がれ「よしきよさん」がとおり相場になっているのだろう。

よしきよさんは久安５年（１１４９年）75歳でこの世を去った。間もなく、村人は偉大な義清公の功績を後世に繋ごうとしたのだろう。結果、村人は「よしきよさん」を神と崇め、義清神社を建立したと思うがいかがだろうか。

昭和町近辺は盆地の底にあたる為、水には恵まれている。盆地北方にそびえる八ヶ岳や、西側の南アルプス等の伏流水が湧き上がる場所なのだ。そんな地域の特性で昭和30年代頃までは、昭和町内のあちこちで相当な湧き水があり、小川になるくらいの水量があった。しかしその後の経済成長に伴い、工場や住宅が新設され事業所によっては、大量の地下水を採取することになる。そんな影響もあってか、田畑の周辺から湧き出していた野辺の水は、すっかり姿を消してしまった。子供の頃、義清神社の南１００ｍ位の所にも、清水がこんこんと湧き出していたが、道路等の開発で失われてしまった。そんな心配からか、先人は水源を確保しようと義清神社境内に深さ10ｍ前後の井戸を掘った。しかし、出た水は鉄分が多量に含まれているという残念な結果であった。本来昭和町内は、そのまま飲料水になるほど良質な水が湧き出す地域なのだ。義清神社周辺に限り、特異な水脈だったようだ。境内入り口には、太鼓橋が架かる長さ30ｍ位の堀がある。平成の始め頃、改修工事をして多少形態が変わったが趣のある格好をしている。先人から聞いた話だが、堀は刀の姿だという。堀の南側が柄（つか）で、橋が鍔（つば）、西側が先の尖った刀身だというのだ。堀は深さ50㎝ほどで例の濁った井戸水を常時流している。年２回、池の水を抜き掃除をしているが、底は鉄分を含んだ赤錆色のヘドロだ。何度も鯉や金魚などを入れるが、思わしくない。悩んだ末、過日管理監督権限を持つ昭和町にお願いした。新たな水源確保の為のボーリング工事の許可と、工事代金の補助だ。鉄分抜きの清水が確保できれば、刀も鯉も錆びる事はないだろう。何とか実現できる事を夢見ている昨今だ。

（株式会社河西金属商事　代表取締役）

## 新春講演会と新年賀詞交歓会を開催

一月十八日、甲府富士屋ホテルにおいて、山梨県法人会連合会主催の新春講演会が開催され、本年は講師に信州大学経済学部教授の真壁昭夫氏をお招きし、「世界と日本の金融・経済動向」と題して講演をいただいた。当日は当会からも約二百名の会員が参加した。

講演会終了後、新年賀詞交歓会を開催し、後藤山梨県知事、新井副知事をはじめ税務当局、管内の首長、経済団体など多数の来賓のご臨席をいただいた。

参加者は情報交換や交流を深めながら法人会や会員企業の発展を誓い合った。

多くの参加者にお集まりいただいた新春講演会

## 支部長会議を開催

### ～会員増強を目指し～

一月二十九日、ホテル談露館において支部長会議を開催し、四十名の支部長（副支部長の代理出席も含める）が出席した。

当会の最重要課題の一つである会員増強について、平成二十七年度は支部活動の活性化による会員増強を目指し、全ての支部（四十九支部）が単独または複数の支部合同において役員会を開催した。

各支部役員会においては、会員増強への協力依頼、税務研修、支部役員同士の意見交換などを行い、特に支部役員には全四十九支部の未加入法人名簿を確認いただき、所属支部のみならず、支部の枠をこえての会員増強へのご協力をお願いした。

今回の支部長会議は、各支部における増強運動の進捗状況の中間チェックと今後の取り組み方法について検討を行った。

平成二十八年度においては、年間を通して会員増強を行うことや、法人会に未加入の法人に「甲府法人会たより」の発送にあわせて各種研修会案内や入会の希望などを問うアンケート調査を送付し、入会見込先に対して訪問活動による加入勧奨を実施することを決定した。この他、当会では東京地方税理士会甲府支部所属の税理士の皆様に対して、顧問先企業のなかで法人会に未加入の法人に「加入のお勧め」をお願いいただけるよう特段のご協力をお願いした。

支部長会議

### 法人会とは？

❶創設６０年を超える歴史を有し、約８２万社が加入する団体です。

❷さまざまな業種の人と出会い、新しい仕事へのつながりを生み出します。

❸経営に差がつく、税の知識や経営情報をご提供します。

### 法人会は幅広く活動しています。

- 会員企業に役立つ「税に関する提言」を国や地方自治体へ実施。
- 税務署や税理士と協力しながら、税に関する研修会・講習会を実施。
- ビジネスにも役立つ出会いのチャンスをご提供。
- 地域に密着した活動で、社会に貢献。
- 経営や健康に役立つ各種セミナーや、署名な講師による講演会を開催。
- 企業の人材教育や経営支援に活用できる、各種研修会を開催。

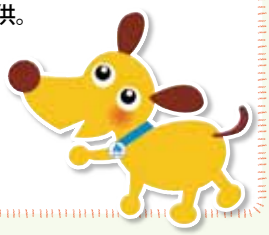

**法人会の活動に、ぜひご参加ください！ 会員同士の絆を深め、組織の活力を生み出す源になります。**

# 法律相談

# 種類株式の評価

古屋法律会計事務所
弁護士　古屋　俊仁

**Q**

「当社は発行済株式総数５００株、資本金額２５００万円の株式会社です。発行済株式５００株のうち２００株は、議決権もあり、また配当については優先権を有していますが、解散した場合の残余財産分配は１株につき５万円を上限と規定されています。当社の純資産は１株当たり１００万円を超えています。残余財産分配額が制限されているこの２００株は、贈与や相続のときどのように評価されるのでしょうか。」

**A**

**1.** いわゆる非公開会社の株式会社が異なる内容の種類の株式を資本政策等の理由から発行している例は多数あります。内容の異なる種類の株式とは、会社法第１０８条に規定があり、それに基づき発行された株式です。会社法第１０８条は、株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができるとし、⑴剰余金の配当、⑵残余財産の分配、⑶株主総会において議決権を行使することができる事項など９項目を掲げています。

**2.** 贈与税や相続税を計算するときの非公開会社の株式の評価は、「財産評価基本通達」に基づいて計算されます。しかし、質問のような種類株式について特にその評価方法を規定した通達はありません。そうすると、残余財産について分配額が制限されているにもかかわらず、他の３００株の株式と同じ評価になるのか、いかにも不適当なように思われます。これがまさに問題の所在です。

**3.** この問題について参考になる判例があります。それは社団である医療法人の出資の評価額についての事案ですが、この医療法人の新定款には残余財産の分配は医療法人の財産の一部（全財産の70分の１程度）についてのみ分配されると規定し、かつ、この規定は変更できないと規定されていました。そのような状況の中で出資金が贈与されました。医療法人の出資の価額の評価は非公開会社の株式の評価方法に準ずるものとされており、その方式による出資一口の価額は３５０万円でありましたが、残余財産の分配が制限されている上記規定との関係で、納税者は出資一口の価額を５万円として贈与税の申告を行いました。医療法は、医療法人の剰余金配当を禁じる一方で、解散した医療法人の残余財産は、定款の定めるところにより帰属させるとしており、医療法人内に蓄積されてきた剰余金が解散時に残余財産として社員に分配されることを禁じていません。出資金の評価が争点となり裁判になりました。１審判決は、課税庁の主張を認め、納税者の請求を棄却しました。しかし、第２審は、「医療法人の出資については、当該出資について出資社員が有する権利の内容に即してその評価をする必要があるところ、当該内容は専ら定款により定まる」とし、定款により払い戻し対象財産が限定されている以上、それを前提に評価すると出資一口の価額は５万円を上回ることはないとして、納税者の主張を認めました。これに対し、最高裁は、「客観的にみた場合、出資社員は、総出資額中に自らの出資額が占める割合に応じて退社時の払い戻しや解

散時に財産全体につきその分配を求め得る潜在的可能性を有しており、新定款には残余財産の分配につき財産の一部のみを対象とし、その規定は変更できない旨の規定になっているものの、法令において定款の再度変更を禁止する定めがなく、また再度変更を禁止する定款の規定を変更することも不可能ではない」。そのことを考慮し、財産評価基本通達の規定に基づき出資一口の価額を350万円とした課税庁の主張を入れ、第2審の判決を取消し、出資一口の価額を350万円とするのが相当であるとしました。

なお、平成18年の医療法の改正後設立認可申請がされた医療法人では出資の払い戻しができなくなりましたが、同改正前の医療法が適用され、出資払い戻し条項を有する社団医療法人は現在も多数存在しているようです

**4.** 株式会社における異なる内容の種類の株式の発行や普通株式の変更は定款に定めなければなりませんが、その定款を変更することも可能です。株式会社の種類株式（質問の会社の場合の残余財産分配の上限を一株につき5万円とされている種類株式）について、会社法で規定する定款変更手続により残余財産分配の上限を削除し普通株式に変更することができます。

**5.** 課税実務においては、定款によって出資払い戻しの範囲が制限されていても、課税時以降に当該定款の定め自体が変更される可能性がある場合、定款の定めは考慮せず、法令上払い戻しが可能な範囲を前提に評価するという考え方がとられているとされています。以上のことから分かるように、財産評価基本通達において、種類株式の評価方法を特に規定していません。したがって、質問の会社の残余財産分配について上限が設けられている200株の種類株式も他の普通株式と同じ評価になると考えられます。

なお、この評価方法については一つ大きな例外があります。それは社債類似株式については公社債の評価方法によることになっています。社債類似株式とは次の条件を満たした株式です。

イ　配当金については優先して配当する。

ロ　残余財産の分配については、発行価額を超えて分配は行わない。

ハ　一定期日において、発行会社は本件株式の全部を発行価額で償還する。

ニ　議決権を有しない。

ホ　他の株式を対価とする取得請求権を有しない。

この取扱いも定款変更の可能性を考えますと、いささか疑義がないわけでもありませんが、社債類似株式は、まさに実質的に社債と考えられるからであることからこのように取り扱われています。

**6.** 種類株式の評価方法についてあまり議論されていない現状を考えて、参考に供することとしました。考え方の基本を紹介しましたが、細部については専門家とよく相談することをお奨めします。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。
国税電子申告・納税システム
e-Tax
電子申告で効率UP！
納税にはダイレクト納付が便利です！
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。
e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！
添付書類の提出省略
還付がスピーディー

法人会
法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。
イータックス　検索

## 平成二十七年度の「源泉部会講習会」が閉講

### ◆五十二名に修了証書を授与

平成二十七年度の「源泉部会講習会」は六月にスタートし、本年一月二十一日と二十二日の最終講義をもって全六回の日程が終了し、初級講座・上級講座ともに所定の回数を受講した参加者に修了証書と記念品（税の書籍）を贈呈しました。

なお、平成二十八年度の同講習会は六月にスタートする予定です。詳細は十五ページの研修予定及び当会のホームページを参照していただき、多くの方々に受講していただけますようお申込みをお待ちしております。

修了証書を贈呈する
内田源泉部会副部会長（左）

## 法人税申告書作成セミナー

『法人税申告書作成セミナー』を三月二十三日、甲府市総合市民会館において開催しました。講師は甲府税務署の齊藤上席調査官が担当し、四十名が受講しました。

研修内容は法人税確定申告書作成において注意すべき事項を中心に法人税の申告書作成に関する基礎的事項から申告書の記載方法について、演習問題に取り組みながら詳しく解説しました。

セミナー終了後、理解しにくい点について、熱心に質問する参加者も多くみられ、充実したセミナーとなりました。本セミナーは平成二十八年度も実施する予定です。

## 青年部会 県内の青年部会合同研修会に参加

山梨県内の青年部会合同の研修会が、三月十六日、河口湖畔の富士レークホテルにおいて大月法人会青年部会が担当にて開催され、当会青年部会からも十二名が参加した。

講師は地元のラジオＤＪでお馴染みの三枝亭二郎氏をお招きし、「上方創作落語一席と隙間的オンリーワンの勧め！」と題し、落語を交えながら経営の一助となる研修を行った。

研修終了後には、芦澤県連会長も臨席し懇親会を開催した。参加者は青年部会の活動などについての情報交換や交流を深めた。

三枝亭二郎氏による笑いありの研修

## 甲府法人会に絵画の寄贈

田中雅承常任理事はご自身の絵画「月あかり」を当会に寄贈されました。同氏のご好意に対し、一月二十一日に芦澤会長から感謝状と記念品を贈呈いたしました。

この絵画はご自身が所属する太平洋美術会の入選作品であり、全国各地で展示された後、寄贈いただきました。会員の皆様をはじめ、広く来館者の鑑賞に供するため、甲府法人会館の２階ロビーに展示させていただきました。甲府法人会館にご来館の際は是非ご覧いただけますようお願いいたします。

寄贈された絵画の前にて
芦澤会長（右）と田中雅承常任理事（左）

# 税務相談

# 平成28年度税制改正について（中小企業関係）

東京地方税理士会甲府支部
税理士　長田　勝

**Q** 平成28年度税制改正のうち、中小企業への影響が特に大きいと思われる事項を教えてください。

**A** 平成28年3月29日に成立した平成28年度税制改正関連法で一番の注目は、やはり消費税の軽減税率の導入でしょう。しかしこれについては、消費税が10％に増税になることが前提になっています。現在、増税時期の先送りについて話題になっていますが、消費税の軽減税率導入も含め、平成28年度の税制改正について、特に中小企業に影響があるものをご紹介します。

**(1)消費税の軽減税率制度の導入**

平成29年4月の消費税増税と同時に、一定のものについては軽減税率が適用されます。軽減税率の概要は次のとおりです。

**①対象品目**

**・飲食料品（酒類及び外食を除く）**

**・新聞の定期購読料**

**②軽減税率　8％**

また軽減税率の導入に伴い、これまで税額計算における仕入税額控除の要件であった請求書等保存方式がインボイス方式へと変更になります。現行の単一税率では、請求書等へ適用税率・税額の記載は義務付けられていません。しかし複数税率のもとでは、それらの記載がなければ適正な仕入税額を計算することができません。インボイス方式では、課税事業者が発行するインボイス（適格請求書）に記載された税額だけが控除の対象となります。ただし、インボイス方式の導入は平成33年4月からで、それまでは現行の請求書等保存方式を基本とした簡素な方法や税額計算の特例が設けられています。

**(2)法人税率の引下げ**

法人税の税率が、現行23・9％から、平成28年度には23・4％に、さらに平成30年度からは23・2％に引き下げられます。これにより法人の所得に対する税金の割合（法人実効税率）は、30％を下回ることになります。

なお、資本金1億円以下の中小法人等に対する軽減税率は現行のとおりで、その所得金額のうち年800万円以下の部分については19％（特例として平成29年3月31日までは15％）となっています。

**(3)生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止**

一定の先端設備や生産ライン等の刷新・改善に対して適用があった設備投資減税は、平成28年度ではその支援措置が縮減（即時償却が50％特別償却へ縮小など）となり、そのまま平成28年度末をもって廃止となります。

ただし、資本金が1億円以下の中小企業などにおいては、中小企業投資促進税制によって、平成28年度末まで即時償却や税額控除の水準は現状維持となっています。

**(4)建物附属設備・構築物の減価償却方法の見直し**

平成28年4月以降に取得する建物附属設備・構築物の償却方法について定率法が廃止されます。これにより一定の鉱業用減価償却資産を除き、建物附属設備と構築物については、税務上は定額法が強制適用されます。

**(5)繰越欠損金控除の繰越期間延長の先送り**

平成27年度税制改正で決定していた、欠損金の繰越期間を現行の9年から10年へと延長する措置については、当初予定より1年先送りとなり、平成30年4月1日以後開始事業年度分からの適用となります。

**(6)中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の延長**

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる特例については、その適用対象者から従業員1000人超の法人が除外され、適用期限が2年延長されました。

**(7)中小法人の交際費課税特例の延長**

中小法人が支出した交際費のうち、年800万円までが全額損金算入となる特例等については、適用期限が2年延長されました。

**(8)機械装置の投資に係る固定資産税の特例**

中小企業者等が新規に取得する機械装置で一定の要件に該当するものは、3年間、固定資産税を2分の1に軽減する特例が創設されました。

このほか、企業版ふるさと納税の創設など、ここで紹介したもの以外にも注目の税制改正項目がありますが、また、ここで紹介した特例等についても、適用には細かな要件等がありますので、より詳細な情報にご注意ください。

# 常識を見直すと、仕事のグレードが変わる

(株)アルティスタ人材開発研究所
代表 玄間 千映子

ボヤッとした課題よりハッキリした課題の方が、考える力は鍛えられると言いますが、それにはまず課題を認識する力を鍛えなくてはなりません。『「考える力」の鍛え方』の著者上田正仁東京大学大学院教授によると、力強い課題を認識できるようになるには、その前に「好奇心」の働きが大きな役割をすると言っています。

なぜ、「好奇心」が「考える力」のキーワードになるかというと、人間には過去に学習した経験則で物事を眺めるというクセがあります。そのクセが、ボヤッとしていてもある程度の答えまで導いてくれてしまうので、考える力が鍛えられなくなるのです。これは自分の経験を駆使している意味では非常によいことではあるのですが、別の観点から眺めると、成長に乏しい活動になっています。自分にとっての要領で仕上げてしまおうとする、経験が引き起こすこうした現象を打破することに、好奇心というスパイスが有効なのですね。

ところがやっかいなのは、好奇心というのは個人の関心から生まれてくるものだということ。そのため必ずしも、業務課題とは繋がらなくなってしまうことが生じます。それを防ぐには、好奇心を働かせる対象を世間一般から拾ってくることです。なぜなら、会社の事業継続にとって世間は二人三脚すべき相手だからです。ですから、世間から好奇心の対象を拾ってくることは、回り回って自分の仕事にとってそれほど的外れにはならないのです。

とはいえ、業務に関わることから「好奇心」の糸口は、やはり掴みにくいようです。それになれるため、常識を確かめるという切り口で、業務に関わるところから拾ってみましょう。

業務効率は、「量」として求められてきますが、それには必ず「単位」がつきものです。そこで、「単位」に好奇心を向けてみます。「単位」にはcmやgもあれば、個数や通貨のようなものもあります。前者は基準器による「物理的」、後者は世の中の「信用」を根拠にしています。

それぞれの単位から、ものごとを眺めてみましょう。ここに100gの肉の塊が2つある、とします。この2つは物理的単位で見れば、同じです。けれど、中身で見れば違ってきます。さて、同じものとするか、違うものと扱うか？ここでは「同じ」にすることを考えてみます。それには、「信用」は結果の受け手の感情によって支えられている、という見方に着目することが大事です。受け手が満足すれば、違っているものでも同じになるのです。

物理的単位とは、物事を考える時の便宜上のものにしかすぎません。世の中は「受け手との空間」です。「信用」単位で眺めると、業務結果は受け手にとってどうか、という見方を活性化させてきます。常識を疑ったり否定するのではなく、「見直す」という〝好奇心スパイス〟で「考える力」を鍛えると、経験依存では気づかなかった業務の改善点も見やすくなり、結果のグレードも変えてくるのです。

☑ 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
☑ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※1)。

消費税には申告・納付期限(※2)があります。
申告・納付にはe-Taxが利用できます。
個人事業者の方は振替納税も利用できます。

☑ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
☑ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

| 直前の課税期間の確定消費税額(※3) | 申告・納付回数 |
|---|---|
| 4,800万円超 | 年12回（確定申告１回、中間申告11回） |
| 400万円超4,800万円以下 | 年４回（確定申告１回、中間申告３回） |
| 48万円超400万円以下 | 年２回（確定申告１回、中間申告１回） |
| 48万円以下 | 年１回（確定申告１回、中間申告不要）(※4) |

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

# ジェネリックの理解が進み、着々と人気上昇中

医療ジャーナリスト
大谷克弥

## 新薬としての特許が切れてから製造の「後発医薬品」

この言葉はテレビのCMでも盛んに流れているので、多くの方がご存じでしょうが、ジェネリックとは英語で「一般的な」という形容詞です。そして形容詞の後には名詞が付きますから、正しくは「ジェネリック医薬品」の略です。これだと字句が長過ぎて言いにくいので、せっかちな日本人は後半の「医薬品」を切り捨て、前半だけを使うようになりました。

このジェネリックの別名は「後発医薬品」です。後発があれば先発があるはずですから、では「先発医薬品」とは何かと言うと、それは「新薬」のこと。つまり新薬としての特許期間が過ぎて共有になった「普通の薬」という意味なのです。

私たちが使用する薬には、医師の処方せんがないと入手できない「医療用」と、誰でもが町の薬局などで自由に買える「一般用」とがあります。そして、その医療用を製薬メーカーが開発するには、場合によっては十数年もの長い歳月と数百億円もの莫大な費用を要するので、国が認可をすれば開発メーカーに、その新薬を一定の期間、独占的に販売しても宜しいという特許期間が与えられることになっています。

特許の期間は特許法で20年と決まっていますが、薬の場合は期間中にも効果のほどを臨床試験する治験を行わなければならないこともあって、他と比べると実質的な期間は短くなり、約10年で切れることが多いようです。それを待って、先発メーカーの開発した有効成分をそのまま使って、後発メーカーの製造するのがジェネリックということになります。

しかし、先発メーカーと同じ薬を、別の企業体がすぐに作って売りさばけるほど、薬の世界は甘くありません。本当に有効な成分が使われているか、効き目に変わりはないか、安全性に問題はないか、など国からの厳しいテストが何回もあります。これらをクリアして初めて販売を許可されるので、後発も着手してから3～5年は必要と言われています。

## 品質が変わらず低価格なので、国も普及を積極的に支援

そのジェネリックにいま関心が高まっているのは、新薬に比べると値段が6割から2割ほど安いからです。日本人は〝薬大好き民族〟と言われていますが、高齢化社会になって国民医療費はついに年間40兆円を超え、国は薬価引き下げの柱の1つとしてジェネリックの使用を医療側に強く求めています。

国民の側にとっても、自己負担金が少なくなるメリットがあります。特に高齢者は高血圧、高脂血症や糖尿病などの生活習慣病で複数の薬を長期にわたり服用しているケースが多いので、非常に喜ばれています。さらに最近のジェネリックは飲みやすいように、薬の大きさを変えたり、匂いをつけたりなどの工夫を凝らし、子供たちからも人気を得ています。

商品の普及率を示す国際的な指標に、市場シェアがありますが、日本のジェネリックは、長らく40％を前に低迷していました。しかし国、医療側、患者側と三位一体のスクラムが徐々に整い、今は60％に迫ってきました。そして2020年末には、欧米並みに80％に達する見通しになっています。

ただジェネリックは、あくまで医療用の薬です。従って医師の処方せんがないと入手できません。安いからと希望しても医師の同意が必要です。また、ジェネリックのない薬もありますので、その点も医療側に確認する必要があります。

近ごろは「ジェネリックをご希望の方は申し出て下さい」と窓口に掲示をしている病医院が増えてきました。医師に直接は言いづらい方は窓口で言えば通じますし、各団体の作成している「ジェネリック希望カード」も沢山出回っているので、それを示す方法もあります。まだカードを持っていない方は、かかりつけの薬局で相談すると簡単に手に入ります。

医師に希望を伝えると、適当なジェネリックがあれば大抵はイエスでしょうが、ノーの場合もあるはずです。薬を代えると成分は同じでも、微妙に不具合の生じるケースも結構あるからです。薬の服用には何よりも慎重さが大事なので、薬を多く使用している希望者は、かかりつけの医師や薬剤師とじっくり話し合って下さい。

お知らせ

# 申告書や申請書等には

# 個人番号の記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、
平成28年１月からは、

申告書や申請書等に

**個人番号の記載**

提出する際に

**本人確認書類の提示又は写しの添付**

が必要です

## 本人確認書類について

**個人番号カードがあれば、１枚で本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。**

なお、個人番号カードをお持ちでない方は、以下の番号確認書類と身元確認書類の提示又は写しの添付をお願いします。　※本人確認の概要等は、11ページ及び国税庁ホームページをご覧ください。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

◆ 個人番号カードをお持ちでない方は

| 番号確認書類 | 身元確認書類 |
|---|---|
| 《ご本人の個人番号(12桁)を確認できる書類》<br>● 通知カード<br>● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書<br>（個人番号の記載があるものに限ります）<br>などのうちいずれか１つ | 《記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類》<br>● 運転免許証　● 公的医療保険の被保険者証<br>● パスポート　● 身体障害者手帳<br>● 在留カード<br>などのうちいずれか１つ |

## 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の 社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉 申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。 をクリック

http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm

最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

国税局・税務署

制度の概要等は
11ページをご覧ください

ご案内

# 社会保障・税番号制度《マイナンバー制度》

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。

## 個人番号について

○ 個人番号は、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に１人１つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。

○ 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。

○ 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

## 国税分野におけるポイント

### 税務関係書類（申告書・申請書など）に個人番号を記載してください

▶ **個人番号の記載が必要となる時期（例）**

| | 記載対象 | 一般的な場合の提出時期 |
|---|---|---|
| 所得税 | 平成28年分以降の申告書 | （平成28年分の場合）<br>平成29年２月16日から３月15日まで |
| 贈与税 | 平成28年１月１日の属する年分以降の申告書 | （平成28年分の場合）<br>平成29年２月１日から３月15日まで |
| 消費税 | 平成28年１月１日以降に開始する課税期間に係る申告書 | （平成28年分の場合）<br>平成29年３月31日まで |
| 相続税 | 平成28年１月１日以降の相続又は遺贈に係る申告書 | （平成28年１月１日に相続があったことを知った場合）<br>平成28年11月１日まで |
| 法定調書※ | 平成28年１月１日以降の金銭等の支払等に係る法定調書 | （例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、<br>平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書<br>⇒平成29年１月31日まで |
| 申請書<br>届出書 | 平成28年１月１日以降に提出する個人番号の記載が必要となる申請書等 | 各税法に規定する提出時期 |

※　法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへの個人番号の記載は行わないこととされています。

### 税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署では成りすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、個人番号を記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

1　個人番号カード（番号確認書類＋身元確認書類）
2　通知カード（番号確認書類）＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など（身元確認書類）

**個人番号カード**

（表面）

（裏面）

**通知カード**

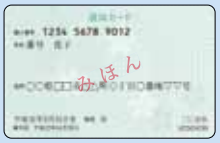

※　個人番号カードの写しで本人確認を行う場合は、表面及び裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。

国税庁ホームページのご案内は10ページへ

国税局・税務署

# 山梨県からのお知らせ

## 5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年４月１日午前０時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税される県税です。５月上旬頃にお手元に届く納税通知書により、５月３１日（火）までに納めてください。

また、自動車税は金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納付できます。

### ● 納期限

平成２８年５月３１日（火）

### ● 納付できるところ

- **金融機関**（銀行、信用金庫、信用組合、郵便局など）
- **コンビニエンスストア**（セブン−イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、サークルKなど）
- **MMK設置店**（オギノ、ドラッグセイムス、ノジマ、ヤマザキYショップなど）
- **県税事務所**
- **山梨県自動車税センター**

※納付可能なコンビニチェーンの一覧は、納税通知書でご確認ください。

### ● 自動車税のグリーン化について

燃費性能に優れ、かつ、排出ガスがわずかな環境負荷の小さい自動車は、自動車税が１年間軽減されます。逆に、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が行われます。

#### ● 軽課の対象となる自動車

| 新車新規登録年度 | 要件 | | 軽減率 |
|---|---|---|---|
| | 排出ガス基準 | 燃費基準 | |
| 平成２７年度<br>（平成２７年４月１日〜平成２８年３月３１日） | ・電気自動車<br>・プラグインハイブリッド自動車<br>・天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）<br>・クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合の乗用車） | | 概ね 75% |
| | 平成 17 年<br>排ガス規制 75%低減 | 平成 27 年度燃費基準＋20%達成車<br>かつ　平成 32 年度燃費基準達成車 | |
| | | 平成 27 年度燃費基準＋20%達成車<br>（平成 32 年度燃費基準未達成車） | 概ね 50% |
| | | 平成 27 年度燃費基準＋10%達成車 | |

#### ● 重課の対象となる自動車

| 対象車種 | 上乗せ率 |
|---|---|
| 平成 15 年３月 31 日以前に新車新規登録したガソリン車・ＬＰＧ車 | 概ね 15% |
| 平成 17 年３月 31 日以前に新車新規登録したディーゼル車 | |
| 上記のうち、バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く） | 概ね 10% |

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は対象外

### ● お問い合わせ先

山梨県自動車税センター　TEL：055 − 262 − 4662（代）

# 山梨県からのお知らせ

## 法人二税の電子申請・届出サービスを開始しました

山梨県では、平成 27 年 12 月 21 日から、地方税電子申告システム（eLTAX：エルタックス）を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税の電子申請・届出サービスを開始しました。

**利用できる電子申告、電子申請・届出**

- 法人県民税・法人事業税の申告書
- 法人設立・設置届出書
- 異動届
- 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書
- 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

**eLTAX の特徴**

- 自宅や事務所からインターネットを利用した申告等が可能
- 1 回の操作で複数の都道府県への申告等が可能
- 市販の eLTAX 対応ソフトで、申告書等が簡単に作成可能

※ 詳細についてはエルタックスホームページをご覧下さい。　http://www.eltax.jp/

**● お問い合わせ先**

・eLTAX ヘルプデスク　TEL 0570 － 081459（全国一律市内通話料金）
・県税務課　TEL 055 － 223 － 1387

## 個人住民税の特別徴収を完全実施しています

山梨県では、平成 27 年度から県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収を完全実施しております。

**●特別徴収の対象となる給与所得者**

給与所得者が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、年度の初日（4 月 1 日）において給与の支払いを受けている場合は、前年中の給与所得に係る税額を特別徴収の方法によって納めていただきます。アルバイト・パート等の従業員であっても、この要件に当てはまる場合は特別徴収の対象となります。

ただし、「毎月の給与が少なく税額が引けない」「給与の支払時期が不定期」など、特別徴収が著しく困難な理由がある場合に限り、給与支払報告書の提出時に「普通徴収への切替理由書」を添付するとともに、個人別明細書の適用欄に項目ア～カを記入することにより普通徴収による方法が認められます。（eLTAX 又は光ディスク等で提出される場合は「普通徴収への切替理由書」の添付を省略可）

**●納期の特例**

従業員が常時 10 人未満の事業所については、申請により年 12 回の納期を 2 回にまとめて納付することもできます。

**● お問い合わせ先**

・各市町村の税務担当窓口
・県税務課　TEL 055 － 223 － 1386
・県市町村課　TEL 055 － 223 － 1426
・県総合県税事務所　TEL 055 － 261 － 9111

# よつびし総研
## 八代目代表就任までの経緯と抱負

四菱まちづくり総合研究室
代表　澤田　悠

私は富山県出身ですが、なにかの御縁で山梨県立大学に入学しました。県立大学では、観光学を学びたいと考えていました。そんな私が「よつびし総研」に入るきっかけとなったのは、大学でできた友人の紹介でした。「よつびし総研」に所属していた友人がまちづくりについての活動を私に紹介してくれ、また、その活動に誘ってくれました。それが、私が「よつびし総研」に入り、まちづくりという分野に関わることとなった経緯です。

２０１５年度の前期は、新入生歓迎のフットパスツアーやＢＢＱ、「よつびし総研開所８周年式典」や「第９回ゆかた祭り」などのイベント、および台湾観光まちづくり視察旅行、北海道夕張・小樽視察旅行などを実施しました。また、後期は例年通り、三大プロジェクトに取り組みました。「甲州夢小路勝手にアドバイザープロジェクト」「ビシランガイドプロジェクト」「甲州印傳勝手にデザイナープロジェクト」という三大プロジェクトに取り組みました。そして同年の10月には、甲府市役所シティプロモーション課の主催のイベント「まちなか学園祭」で私たち「よつびし総研」は「食いだおれコーフ（甲府）フットパスツアー」を実施いたしました。また、今年の３月には（株）印傳屋上原勇七様と甲府商工会議所様の協力のもと、印傳屋キャラクター商品の特別展示会を甲府まちなかマンガ・アニメミュージアムにて実施致しました。鉄腕アトムやキティちゃん、トトロとコラボした商品を特別にお借りし、ミュージアムの来場者の方に楽しんで頂きました。どの企画も私たち、山梨県立大学生だけでは実施することができませんでした。ひとえに、株式会社タンザワ様や印傳屋上原勇七様、甲府法人会様や甲府市役所、甲府商工会議所の皆様のご支援あってと思います。私は渉外部長の役目を担っていたので、多くの方の「まちづくり」についての話を聞くことができました。「まちづくり」に正解はないと言いますが、まさしくその通りで、自分たちが思考錯誤を続けていくしかないと思います。

七月の「ゆかた祭り」の様子

台湾観光まちづくり視察旅行の様子

私は、２０１６年１月から代表として活動していますが、「よつびし総研」の組織運営という仕事を十分にこなしきれていないと感じています。少しでも代表としての仕事を全うできるよう、日々努力を重ねているつもりです。「よつびし総研」にご協力いただいている方々に代表就任のあいさつにいく事が最初の仕事でしたが、たくさんの温かい応援の言葉をかけて頂きました。これを糧にして、今後とも皆様の御支援・御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

（山梨県立大学国際政策学部
国際コミュニケーション学科三年）

３月に開催された印傳屋キャラクター
商品特別展示会の様子

## 新入会員紹介　ご入会ありがとうございます。

（平成 28 年 1 月～3月）

| 正会員　法人名 | 所在地 | 支部名 |
|---|---|---|
| 株式会社　昭和リサイクル | 中巨摩郡昭和町西条 | 昭和支部 |
| 有減会社　シュテルン | 南アルプス市藤田 | 若草支部 |
| 有限会社　藤工業 | 甲斐市西八幡 | 竜王支部 |
| 山梨ユニフォーム　株式会社 | 南アルプス市藤田 | 若草支部 |
| 矢崎建設興業　株式会社 | 甲府市住吉 | 伊勢支部 |
| 有限会社　ムサシ通信 | 甲府市山宮町 | 千塚・羽黒・千代田支部 |
| 有限会社　ファースト商会 | 甲府市千塚 | 千塚・羽黒・千代田支部 |
| 有限会社　笹本保険事務所 | 甲府市国母 | 中央市場支部 |
| 株式会社　亜久里 | 甲斐市竜王 | 竜王支部 |
| 有限会社　リガリア | 甲府市青沼 | 甲府南支部 |
| 有限会社　小林建築所 | 南アルプス市藤田 | 若草支部 |
| 有限会社　ナカジョー化学 | 韮崎市中田町 | 韮崎支部 |
| 株式会社　名取建材 | 甲府市貢川本町 | 貢川支部 |
| 株式会社　日本ルーシス | 南アルプス市加賀美 | 若草支部 |
| 株式会社　Ｔ・Ｈ・Ｇ | 甲府市中央 | 富士川支部 |
| 株式会社　巧光建設 | 北杜市長坂町 | 長坂支部 |
| リッチダイヤモンド　株式会社 | 甲府市高畑 | 石田支部 |

| 賛助会員　事業所名 | 所在地 | 支部名 |
|---|---|---|
| スーヴェニア中央 | 中央市西新居 | 玉穂支部 |
| 茅沼昇税理士事務所 | 甲府市西高橋町 | 東・玉諸支部 |
| インフィニティ　株式会社 | 甲府市高畑 | 石田支部 |

（順不同・敬称略）

## 研修会予定

**●新設法人説明会**
五月十日　甲府法人会館
七月一日　甲府法人会館

**●決算法人説明会**
四月二十五日　甲府市総合市民会館
五月十六日　甲府市総合市民会館
六月十五日　甲府市総合市民会館

**●源泉部会講習会**
（第一回）六月二十二日　アピオ甲府
六月二十三日　東京エレクトロン韮崎文化ホール
【内容】初級講座「源泉所得税の概要」
「ｅ-Ｔａｘによる納付方法」
上級講座「平成二十八年度税制改正点」
「源泉徴収事務についての留意事項」
「ｅ-Ｔａｘによる納付方法等」
（第二回）八月二十四日　アピオ甲府
八月二十六日　東京エレクトロン韮崎文化ホール
【内容】初級講座「給与の源泉徴収税額の計算」
「賞与の源泉徴収税額の計算」
「源泉所得税の納付の手続き」
上級講座「報酬・料金等の源泉徴収事務」

**山梨県法人会連合会主催のセミナー**

**●女子力パワーアップセミナー（全三回）**
（第一回）七月十三日　甲府法人会館
（主な対象：新人・若手社員）
【内容】接遇マインド向上・クレーム対応研修
・話し方と聴き方の基本を身につける
・報告・連絡・相談の基本
・プロ意識の醸成
・どうすれば良いのか～立ち居振る舞い～
・ホスピタリティとは何か
・クレーム対応の心構えと基本事項
・グループディスカッション（異業種交流）

## 平成２８年度会費納入のお知らせ

平成２８年度（平成２８年４月～平成２９年３月）の会費を、下記のとおりご指定口座から引き落とし、またはお振り込みにて納入をお願いいたします。

**●口座振替をご利用の会員様**

引落し日

**平成２８年６月２０日（月）**

**●お振り込みにて納入される会員様**

７月初旬に振込用紙をお送りいたしますので、

**８月３１日（水）**までにお振り込み下さい。

※年会費の納入についてのご照会は、甲府法人会事務局へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。また、新たに口座振替をご希望される場合や、ご指定口座を変更される場合もご連絡ください。

**連絡先：甲府法人会事務局　　電話０５５－２３７－７７７４**

発行所　公益社団法人　甲府法人会
広報委員長　長坂　茂
甲府市中央四丁目十二番二十一号
ＴＥＬ　〇五五－二三七－七七七四
印刷所　株式会社　峡南堂印刷所
発行日　平成二十八年四月二十日

# ご成婚カップル誕生しています！

山梨県「やまなし縁結びサポート事業」
山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

# やまなし出会いサポートセンター

**山梨県がみなさんの出会いをサポートします！**

## 出会いサポート事業とは

結婚を希望する男女に会員登録していただき、会員はシステム検索によりお見合い相手を選びます。出会いサポートセンターが個別にお引合せをし、交際をフォローします。

## 出会いサポート事業の流れ

**会員登録に必要なもの**

①会員登録料10,000円 ※2年間有効
②独身証明書
③免許証などの写真付き身分証明書
④健康保険証
⑤登録用の写真（L版）1枚か2枚
（2枚まで登録可能）

※会員登録、会員情報の閲覧には出会いサポートセンターへの来所が必要です【完全予約制】

1. 会員登録
2. センターの来所予約
3. お相手の閲覧
4. お見合い申込み
5. 承　諾
6. 立会人同席でお引合せ
7. 交　際
8. 立会人のフォロー
9. 結　婚

## 詳しくはこちらへ!!

出会いサポートセンターは完全予約制です。

**甲府会場**

甲府市中央4-12-21 甲府法人会館1階
**月曜日・火曜日**:正午～午後5時
**水曜日**:正午～午後8時
**土曜日・日曜日**:午前10時～午後5時
（毎週木曜日・金曜日は休館）

**都留会場**

都留市中央3-9-3 ぴゅあ富士
**第2・4土曜日**:正午～午後4時

**お問い合せ**

TEL:055-234-5790
FAX:055-234-5791
msc-yamanashi@abeam.ocn.ne.jp

**ホームページアドレス**

スマホ PC サイト
携帯サイト

【スマホ・PCサイト】https://www.msc-yamanashi.jp
【携帯サイト】https://www.msc-yamanashi.jp/m

**出会いサポート応援企業**

お引合せ（お見合い）にふさわしい場所を提供いただけるホテルや旅館、レストラン、カフェ等を募集しています。

**出会いサポーター**

会員のお引合せ（お見合い）の立会人として、お引合せを安心安全に行い、交際をフォローできる方を募集します。

運営委託
**一般社団法人山梨県法人会連合会**

2月27日(土)から、甲府法人会館2Fから1Fに移転しました！！センターのスペースは、これまでの3倍になりました。
当センターのご利用をスタッフ一同心からお待ちしてります。